

声を上げる住民

安全強調の関電

第2ラウンド口火

福島第一原発事故以降、初めて運転差し止めを認めた関西電力大飯原発運転差し止め訴訟。名古屋高裁金沢支部で五日始まった控訴会社の構図になつた。あらためて司法の判断を問う「第2ラウンド」の口火が切られた。=①面参照

法廷では、「住民側から、時間半にわたって意見を述べた。原告団長の中嶋哲彦さん（左）と弁護士の計五人が一同に歩く」と記載された。

報告集会で大飯原発の運転差し止め訴訟について語る住民側の中嶋哲彦原告団長（左から2人目）=5日午後、金沢市北陸会館（木戸佑撮影）

中嶋哲彦原告団長は、「福島事故の同じ轍を踏むことは断じて許されない」「速やかに廃炉に取りかかる方がはるかに賢明」。弁論の意見陳述で証言台に立った中嶋さんは、何度も体を電側に向かへながら、繰り返し語気を強め訴え掛けた。

一審判決後に公表された「吉田調書」から、福島第一原発の吉田昌郎元所長が「われわれの（抱いた）イメージは東日本壊滅」などと事故当時を振り返つただりも引用。原発事故以前の原発訴訟で住民側の勝訴判決をもたらしたのは金沢地裁と名古屋高裁金沢支部の一例だったとし、「金沢で三たび、未来の世代へ残しそうの判決を」と求め、終了後の報告集会でもマイクを握った。

閉廷後に住民側が聞いた報告集会には支援者ら約八

再稼働時期見通せず

規制委の審査が長期化

名古屋高裁金沢支部での控訴審が五日始まつた関西電力大飯原発3、4号機。東日本大震災の影響で国内の全原発が停止した後に唯一、稼働した実績があるが、新しい規制基準に基づいた原子力規制委員会の審査が長期化しており、再稼働の時期が見通せない状態が続いている。

関電は昨年七月、再稼働に向けた適合審査を規制委に申請。規制委は耐震設計の妥当となる最大の地震の揺れ「基準地盤動」の設定を疑問視。原発近くの陸海域を走る三段層の運動と震源の深さを見直すよう指摘した。

関電は「運動から運動に、震源の深さを二・三キロから三キロに変更。最大加速度を七〇〇ガルから七五九ガルに、さらにハーフ六ガルとして段階的に修正した。

関電は「運動から運動に、震源の深さを二・三キロから三キロに変更。最大加速度を七〇〇ガルから七五九ガルに、さらにハーフ六ガルとして段階的に修正した。

規制委は十月二十九日の審査会合で「おおむね妥当」として基準地盤動を了承。九州電力川内原発1、2号機（鹿児島県）、関電高浜原発3、4号機（高浜町）、九電玄海原発3、4号機（佐賀県）に統いた。今後、基準津波の議論に移る。高浜3、4号機では、規制委の指摘や計算ミスの発覚を受け順次基準津波の高さを引き上げた経緯があり、大飯原発でも焦点になりそうだ。

関電によると、大飯3、4号機が稼働すると発電構成や燃料価格が同程度ならば、「一ヶ月で二百五十億円の增收効果がある」。高浜3、4号機の稼働だけでは収支状況は厳しい」と言

及。再稼働に意欲を見せている。

（塚田真裕）

の破棄を主張した。

一方、関電側は「審査の結果を人為的に算理して、人類の利用に役立ててきた」

「抽象的、潜在的な危険性のみで原発の利用を否定する」とは、現代社会における科学技術の利用そのもの

を否定すること」

合わせて九十六に上る控訴理由書や答弁書には、原発に「万が一の危険がある」とした一審判決への不満がにじんだ。

関電は「控訴審においても引き続き大飯発電所3号機の安全性について主張していく」との口火を立て、(勝訴の)一審判決を確定させたい」と力を込め

ントを発表した。

11/6
日暮